

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について
相模原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例

相模原市職員定数条例(昭和 24 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表人事委員会の事務局の職員の項中「10 人」を「11 人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員の項中「3, 233 人」を「3, 332 人」に、「3, 644 人」を「3, 743 人」に改め、同表合計の項中「8, 250 人」を「8, 350 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新たな行政課題に的確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するため、職員の定数に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 4 号関係資料

相模原市職員定数条例の改正の概要

1 改正の内容

職員の定数に係る規定の改正（第 2 条関係）

部局別職員定数

部局別	定数			
	現行	増加人数	改正後	
議会の事務局の職員	人 2 6	人 0	人 2 6	
市長の事務部局の職員	3, 7 6 4	0	3, 7 6 4	
選挙管理委員会の事務局の職員	1 0	0	1 0	
監査委員の事務局の職員	1 5	0	1 5	
消防職員	7 6 7	0	7 6 7	
人事委員会の事務局の職員	1 0	1	1 1	
農業委員会の事務局の職員	1 4	0	1 4	
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員	事務局及び学校以外の教育機関等の職員	4 1 1	0	4 1 1
	学校の職員	3, 2 3 3	9 9	3, 3 3 2
	小計	3, 6 4 4	9 9	3, 7 4 3
合計	8, 2 5 0	1 0 0	8, 3 5 0	

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を
次のように改正する。

第 6 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第
1 項中「及び次条」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第
3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号」
を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については 1
人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号」に改め、「、同項第 2 号に該当
する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 10,000
円」を削り、同条第 4 項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」
を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他
扶養手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 7 条の 2 第 2 項中「100 分の 12」の次に「(医療職給料表の適用を受ける
職員にあつては、100 分の 16)」を加える。

第 7 条の 3 第 1 項第 2 号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係
と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」を加える。

第 15 条の見出し中「扶養手当等」を「地域手当等」に改め、同条中「扶養手
当、」を削る。

第 15 条の 2 中「第 6 条、第 7 条」を「第 6 条」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,100	220,700	242,400	280,000	314,200
	2	190,500	221,900	243,600	281,200	315,800
	3	192,100	223,100	244,700	282,300	317,400
	4	193,600	224,400	246,000	283,400	319,000
	5	195,000	225,400	247,400	284,300	320,300
	6	196,400	226,400	248,900	285,200	321,600
	7	197,700	227,400	250,300	286,000	323,000
	8	198,900	228,300	251,500	286,900	324,100
	9	200,100	229,200	252,300	287,500	325,400
	10	201,400	229,900	253,300	288,200	326,700
	11	202,700	230,600	254,300	288,700	328,000
	12	204,000	231,200	255,000	289,300	329,400
	13	205,200	231,900	255,700	289,700	330,400
	14	206,500	232,400	256,400	290,500	331,400
	15	207,700	233,000	257,100	291,300	332,300
	16	208,900	233,600	257,800	291,800	333,400
	17	210,100	234,200	258,300	292,200	334,500
	18	211,300	234,700	258,900	293,000	335,900
	19	212,500	235,300	259,600	293,900	337,300
	20	213,700	235,900	260,300	294,600	338,600
	21	214,800	236,400	260,800	295,100	340,100
	22	215,900	237,000	261,500	295,700	341,200
	23	217,000	237,600	262,200	296,300	342,300
	24	218,100	238,200	262,800	297,100	343,400
	25	219,200	238,700	263,300	297,400	344,400

26	220,200	239,300	264,200	298,300	345,100
27	221,200	239,800	265,100	299,000	346,100
28	222,200	240,400	266,000	299,500	347,000
29	223,300	241,000	266,700	300,100	347,900
30	224,400	241,600	267,600	300,800	348,900
31	225,400	242,200	268,300	301,700	349,800
32	226,600	242,700	269,200	302,600	350,600
33	227,500	243,300	269,900	302,900	351,500
34	228,200	243,900	270,800	303,300	352,500
35	228,600	244,500	271,600	303,600	353,400
36	229,300	245,000	272,400	304,200	354,400
37	229,800	245,600	273,300	304,800	355,300
38	230,200	246,200	274,000	305,700	356,300
39	230,500	246,700	274,800	306,700	357,300
40	231,000	247,300	275,600	307,600	358,300
41	231,600	247,900	276,400	308,100	359,300
42	232,100	248,400	277,100	309,000	360,200
43	232,900	248,900	277,800	309,900	361,100
44	233,500	249,500	278,500	310,800	361,900
45	233,700	250,100	279,200	311,400	362,700
46	234,200	250,600	279,900	311,900	363,400
47	234,600	251,200	280,600	312,500	364,200
48	235,100	251,700	281,300	313,300	364,900
49	235,200	252,300	281,900	313,900	365,600
50	235,500	252,800	282,700	314,600	366,400
51	235,800	253,400	283,500	315,300	367,100
52	236,000	254,000	284,300	315,900	367,800
53	236,200	254,500	285,100	316,600	368,500
54	236,300	255,000	285,800	317,300	369,200
55	236,400	255,600	286,600	318,100	369,900
56	236,500	256,200	287,400	318,700	370,500

定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	57	236,600	256,800	288,200	319,300	371,100
	58	236,700	257,300	289,000	320,000	371,600
	59	236,800	257,900	289,800	320,700	372,100
	60	236,900	258,500	290,600	321,400	372,600
	61	237,000	259,100	291,400	321,900	372,800
	62	237,100	259,700	292,100	322,300	373,000
	63	237,200	260,300	292,700	322,900	373,200
	64	237,400	260,900	293,400	323,500	373,400
	65	237,700	261,500	294,100	324,100	373,500
	66	238,100	262,100	294,800	324,400	
	67	238,500	262,700	295,500	324,900	
	68	239,000	263,300	296,200	325,400	
	69	239,600	263,900	296,900	325,700	
	70	239,900	264,400	297,600	326,100	
	71	240,200	264,800	298,300	326,600	
	72	240,300	265,100	299,100	327,000	
	73	240,500	265,300	299,800	327,200	
	74	240,800	265,700	300,200	327,500	
	75	241,100	266,200	300,600	327,800	
	76	241,500	266,800	301,000	328,100	
	77	241,700	267,200	301,400	328,400	
	78	241,900	267,600	301,700	328,600	
	79	242,100	268,100	302,200	328,900	
	80	242,300	268,600	302,700	329,200	
	81	242,700	268,900	303,100	329,400	
	82	243,100	269,200	303,700	329,800	
	83	243,500	269,500	304,300	330,100	
	84	243,800	269,800	304,900	330,300	
	85	244,400	270,000	305,200	330,400	
	86	244,900	270,100	305,700	330,700	
	87	245,500	270,400	306,200	330,900	

88	246,100	270,700	306,600	331,200
89	246,400	270,900	307,000	331,400
90	246,900	271,000	307,500	331,600
91	247,400	271,400	308,000	331,800
92	247,800	271,600	308,500	332,000
93	248,000	271,900	308,800	332,100
94	248,400	272,300	309,100	332,300
95	248,900	272,600	309,700	332,400
96	249,400	272,900	310,200	332,500
97	249,700	273,100	310,600	332,600
98	250,200	273,400	311,000	332,700
99	250,700	273,600	311,300	332,800
100	251,200	273,900	311,600	332,900
101	251,500	274,200	311,900	333,000
102	251,900	274,400	312,300	333,100
103	252,300	274,700	312,700	333,200
104	252,700	275,000	313,100	333,300
105	253,100	275,200	313,400	333,400
106		275,400	313,800	333,500
107		275,700	314,200	333,600
108		275,900	314,500	333,700
109		276,200	314,600	333,800
110		276,500	314,900	333,900
111		276,800	315,200	334,000
112		277,000	315,400	
113		277,200	315,600	
114		277,500	315,900	
115		277,700	316,200	
116		277,900	316,400	
117		278,200	316,600	
118		278,500	316,900	

119			278,800	317,200		
120			279,100	317,400		
121			279,300	317,600		
122			279,500	317,900		
123			279,800	318,200		
124			280,100	318,400		
125			280,300	318,600		
126			280,500	318,900		
127			280,800	319,200		
128			281,100	319,400		
129			281,300	319,600		
130			281,500			
131			281,800			
132			282,100			
133			282,300			
134			282,500			
135			282,800			
136			283,100			
137			283,300			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		205,200	215,800	234,800	257,200	288,100

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げる職務の級であったものの切替日における号給(同表に

において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和9年3月31日までの間における改正後の第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5)心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5)心身に著しい障害がある者

(6)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 4 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第6条、第7条」を「第6条」に改める。

附則別表(附則第2項関係)

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日において属していた職務の級			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3

12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33

42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63

72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	

102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110	110	
115	99	111	111	
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		

132		128		
133		129		

提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の扶養手当、地域手当及び給料に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 扶養手当に係る規定の改正(第6条関係)

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止するもの

イ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当の月額について、当該子1人につき13,000円とするもの

(2) 地域手当に係る規定の改正(第7条の2関係)

医療職給料表の適用を受ける職員に支給する地域手当の支給割合について、100分の16とするもの

(3) 給料に係る規定の改正(別表第2並びに附則第2項及び附則別表関係)

行政職給料表(2)の号給の構成を改め、号給の切替えをするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、配偶者に係る扶養手当の月額を3,000円、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当の月額を当該子1人につき11,500円とするもの

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 27 年相模原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「道路技能員が」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に係る特殊勤務手当の支給対象者を当該作業に従事した全ての職員に拡大するため、道路上作業従事職員の特殊勤務手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年相模原市条例第 7 号)の
一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「当該処分の内容」を「同項の規定による通知を、当該通知
に係る書類の名称、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関が
その書類を保管し、いつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨(以下この項
において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲
覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面に、「掲
示することをもつて通知に代える」を「掲示し、又は公示事項を当該退職手当管
理機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすること
ができる状態に置く措置をとることによつて行う」に、「その掲示した」を「当
該措置を開始した」に、「日に、」を「ときに、当該」に改める。

(相模原市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 相模原市行政手続条例(平成 9 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに
当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する
旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同
項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、

第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(相模原市市税条例の一部改正)

第3条 相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項」に改める。

第6条中「は、」の次に「同条第2項に規定する公示事項(以下「公示事項」という。))を、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総理府令」という。))第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

第8条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総理府令」という。))」を「総理府令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第2条並びに次項及び附則第3項の規定は令和8年5月21日から、第3条及び附則第4項の規定は公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第13条第3項(新退職手当条例第14条第10項又は第15条第5項において準用する場合を含む。)の規定は、第1条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(相模原市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の相模原市行政手続条例(以下「新行政手続条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新行政手続条例第22条第3項(新行政手続条例第25条において準用する場合を含む。)若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、第2条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(相模原市市税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の相模原市市税条例第6条の規定は、第3条の規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

提案の理由

公示の方法による通知及び公示送達に係る措置の変更に伴う規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市職員の退職手当に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正(第1条関係)

- ア 退職手当管理機関は、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする等の処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける当該処分に係る通知について、当該通知に係る書類の名称その他の事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を本市の掲示場に掲示し、又は当該事項を当該退職手当管理機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととするもの
- イ アの場合において、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに当該通知が到達したものとみなすこととするもの

(2) 相模原市行政手続条例の一部改正(第2条関係)

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)による行政手続法(平成5年法律第88号)の改正を踏まえ、次のとおりとするもの
- ア 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者等の所在が判明しないときにおける聴聞等に係る通知について、(1)アと同様の措置をとることによって行うこととするもの
- イ アの場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに当該通知が到達したものとみなすこととするもの

(3) 相模原市市税条例の一部改正(第3条関係)

- 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、同法の規定による公示送達について、(1)アと同様の措置をとることによって行うこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

次のア及びイに係る規定は、当該ア及びイに定める日

ア 1(1)及び(2)並びに2(2)アに係る規定 令和8年5月21日

イ 1(3)及び2(2)イに係る規定 公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(2) 経過措置

ア 1(1)及び(2)に係る規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(3)に係る規定は、当該規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によることとするもの

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年相模
原市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「300,000,000 円」を「600,000,000 円」に改め
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項
第 5 号の規定による議会の議決を経た契約については、改正後の第 2 条の規定に
かかわらず、なお従前の例による。

提案の理由

社会経済情勢の変化に伴い、議会の議決に付すべき契約に係る金額を改定いた
したく提案するものである。

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例
相模原市立市民・大学交流センター条例(平成 24 年相模原市条例第 5 号)の一部
を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中

「

ミーティングルーム 5	4, 800 円
-------------	----------

」

を

「

ミーティングルーム 5	4, 800 円
ミーティングルーム 6	9, 800 円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の相模原市立市民・大学交流センター条例の規定によるミーティングルーム 6 の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

相模原市立市民・大学交流センターにおけるミーティングルーム 6 の設置に伴い、同施設の利用に係る料金の規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第19号関係資料(その1)

相模原市立市民・大学交流センター条例の改正の概要

1 改正の内容

ミーティングルーム6の利用に係る料金の規定の追加(別表関係)

ミーティングルーム6の利用に係る料金の上限額について、1日当たり9,800円とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年9月1日。ただし、(2)に係る規定は、公布の日

(2) 準備行為

改正後の条例の規定によるミーティングルーム6の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、令和8年9月1日前においても行うことができることとするもの

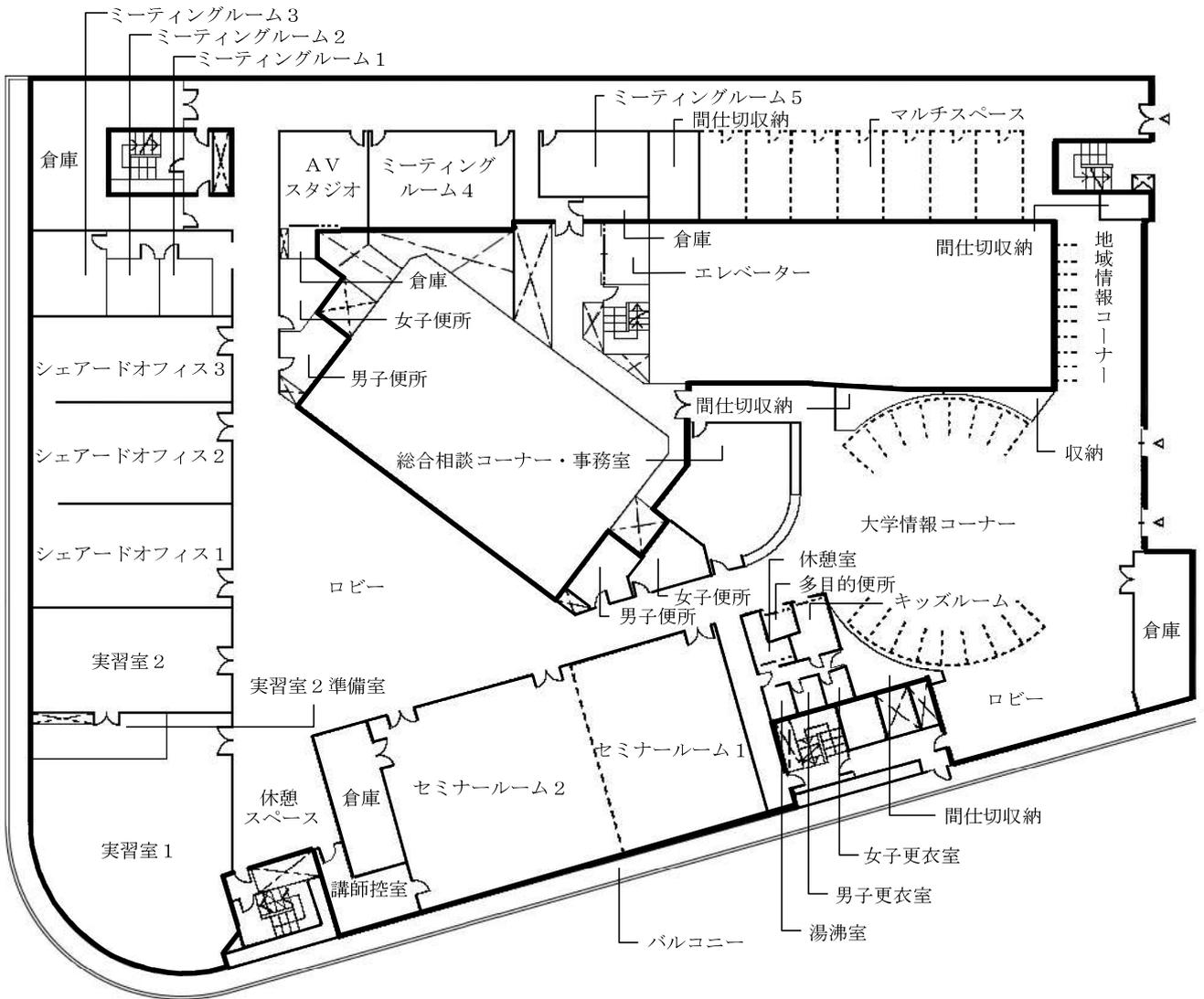
案内図



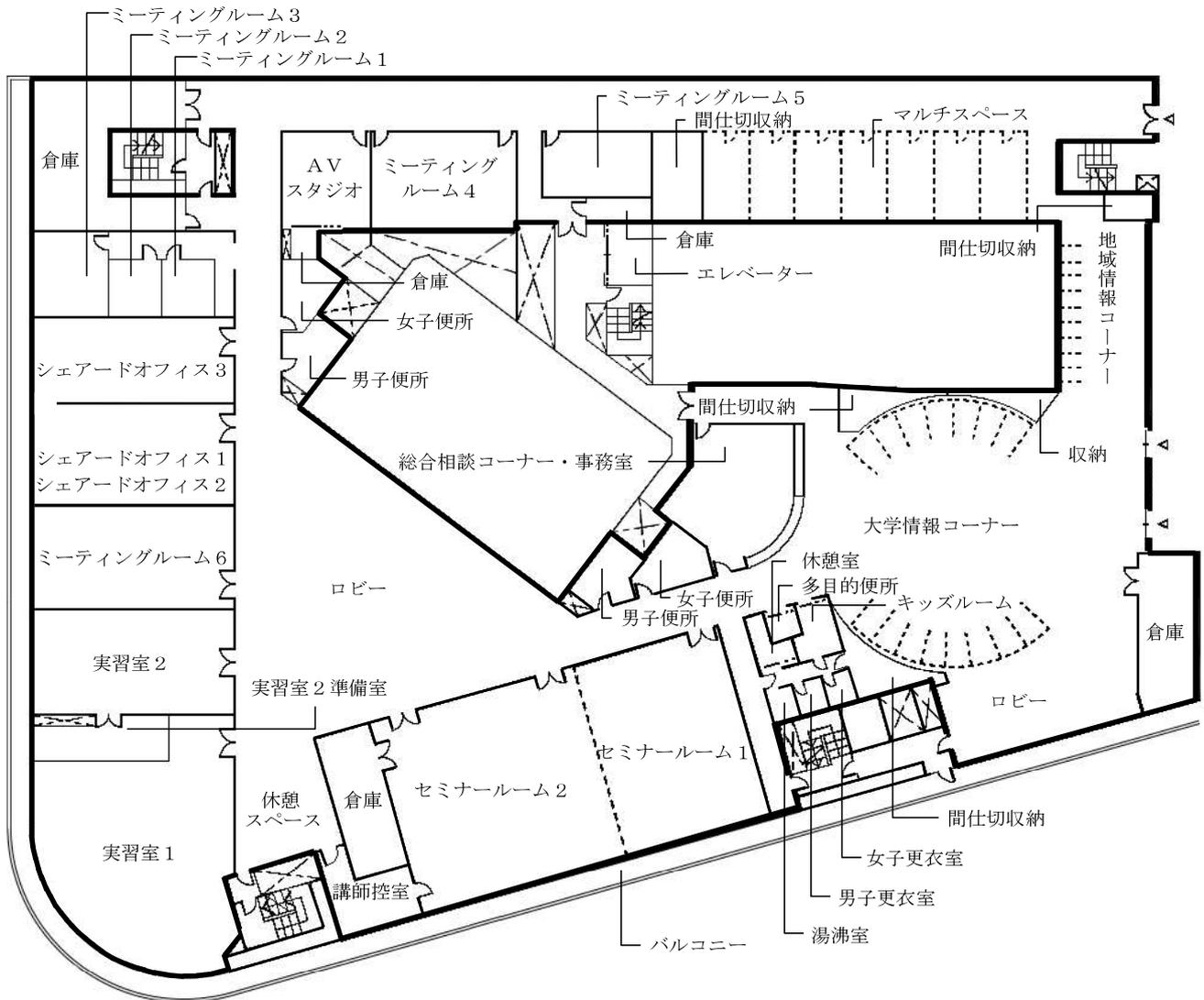
施設の概要

位 置	相模原市南区相模大野3丁目3番2-301号
構 造	鉄筋コンクリート造(bono相模大野サウスモール(地上26階地下1階建)の一部)
延べ床面積	2,965.82㎡

平面図(改修前)



平面図(改修後)



相模原市営斎場条例の一部を改正する条例について
相模原市営斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例
相模原市営斎場条例(平成 4 年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(令和 10 年度から令和 27 年度までの間における指定管理者の指定の特例)

- 7 令和 10 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日までの間における指定管理者の指定については、第 21 条及び第 22 条の規定にかかわらず、市長は、令和 8 年度において、同日までの間、斎場の施設改修、統括管理、維持管理及び運営に係る業務を担うものとして選定する事業者のうち、少なくとも、斎場(火葬炉を除く。)の施設改修(建築改修に限る。)に係る業務を担当するもの、火葬炉の施設改修及び維持管理に係る業務を担当するもの並びに斎場の運営(火葬炉の運転を除く。)に係る業務を担当するものが出資して設立した法人(以下「設立法人」という。)を指定管理者として指定することができる。
- 8 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、設立法人に対し、第 22 条第 1 項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業の実施に伴い、令和 10 年度から令和 27 年度までの間における指定管理者の指定の特例に係る規定を追加いたしたく

提案するものである。

相模原市営斎場条例の改正の概要

1 改正の内容

令和10年度から令和27年度までの間における指定管理者の指定の特例に係る規定の追加(附則第7項及び第8項関係)

- (1) 令和10年4月1日から令和28年3月31日までの間における指定管理者の指定については、令和8年度において、同日までの間、相模原市営斎場(以下「斎場」という。)の施設改修、統括管理、維持管理及び運営に係る業務を担うものとして選定する事業者のうち、少なくとも、斎場(火葬炉を除く。)の施設改修(建築改修に限る。)に係る業務を担当するもの、火葬炉の施設改修及び維持管理に係る業務を担当するもの並びに斎場の運営(火葬炉の運転を除く。)に係る業務を担当するものが出資して設立した法人を指定管理者として指定することができることとするもの
- (2) (1)に係る規定により指定管理者として指定しようとするときは、条例に規定する指定の基準に適合していることを確認することとするもの

2 施行期日

公布の日

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 4 5 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

「
別表第 1 の 3 中

9 時～22 時

 を

「

専用利用
9 時～17 時
一般利用
9 時～22 時

 に改め、同表備考 2 中「競技場及びアイ

スケート場の」を削り、「、アイススケート場の」を「、」に改める。

別表第 2 第 5 項第 1 号の表中

「

大	人	1 回	280 円
小	人		140 円

 を

「

	ストリー	市 民		150 円
	トダンス	市民以外		750 円

専用利用	エリア	のもの	2時間につき	
	バスケットボール	市民		1,500円
	エリア	市民以外		7,500円
	スケートボード	市民		4,600円
	エリア	市民以外		23,000円
	全面	市民		6,250円
一般利用	大	人	1回	280円
	小	人		140円

に改め、同表備考2

中「場合」の次に「(ニュースポーツ広場にあつては、一般利用する場合に限る。)」を加え、同表備考3中「専用利用とは」の次に「団体で専用して利用することを、一般利用とは専用利用以外で個人又は団体が利用することをいう。この場合において、ニュースポーツ広場を除き、専用利用にあつては」を加え、「利用することを、一般利用とは」を「、一般利用にあつては」に改め、「いう」の次に「ものとする」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 改正後の相模原市都市公園条例の規定によるニュースポーツ広場の専用利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例(令和5年相模原市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち相模原市都市公園条例別表第1の3備考2の改正規定中「及び

アイススケート場」及び」及び「アイススケート場の」を削る。

提案の理由

小山公園ニュースポーツ広場の専用利用を可能とすることに伴う同施設の専用利用に係る供用期間及び供用時間の規定並びに使用料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 小山公園ニュースポーツ広場の専用利用に係る供用期間及び供用時間の規定の追加(別表第 1 の 3 関係)

有料公園 施設の種類	供用期間	供用時間
ニュースポ ーツ広場	専用利用 1月1日～12月31日	専用利用 9時～17時

(2) 小山公園ニュースポーツ広場の専用利用に係る使用料の規定の追加(別表第 2 関係)

有料公園 施設の種類	単位				金額
ニュースポ ーツ広場	専用利用	ストリートダ ンスエリア	市民	2時間に つき	150円
			市民以外のもの		750円
		バスケットボ ールエリア	市民		1,500円
			市民以外のもの		7,500円
		スケートボー ドエリア	市民		4,600円
			市民以外のもの		23,000円
		全面	市民		6,250円
			市民以外のもの		31,250円

2 施行期日等

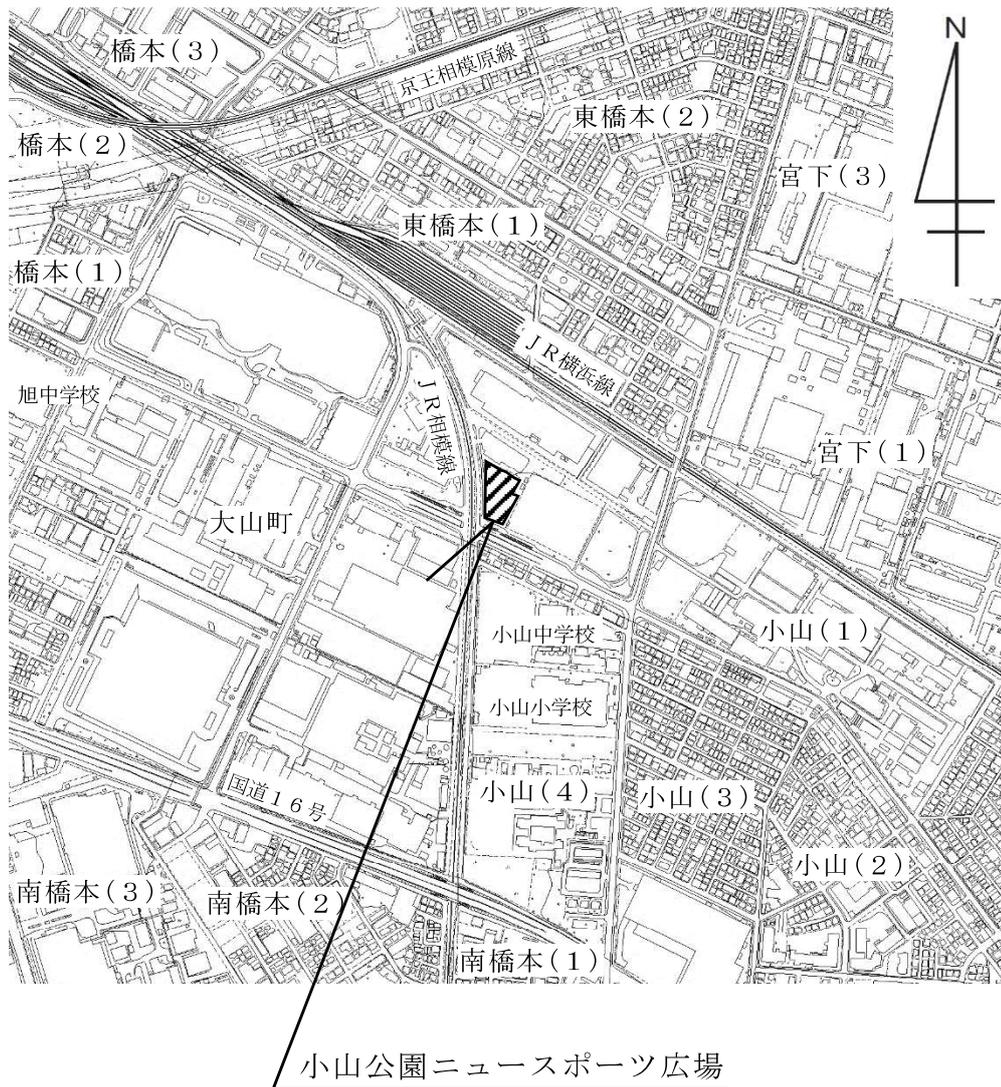
(1) 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日。ただし、(2)に係る規定は、公布の日

(2) 準備行為

改正後の条例の規定による小山公園ニュースポーツ広場の専用利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、令和 8 年 6 月 1 日前においても行うことができることとするもの

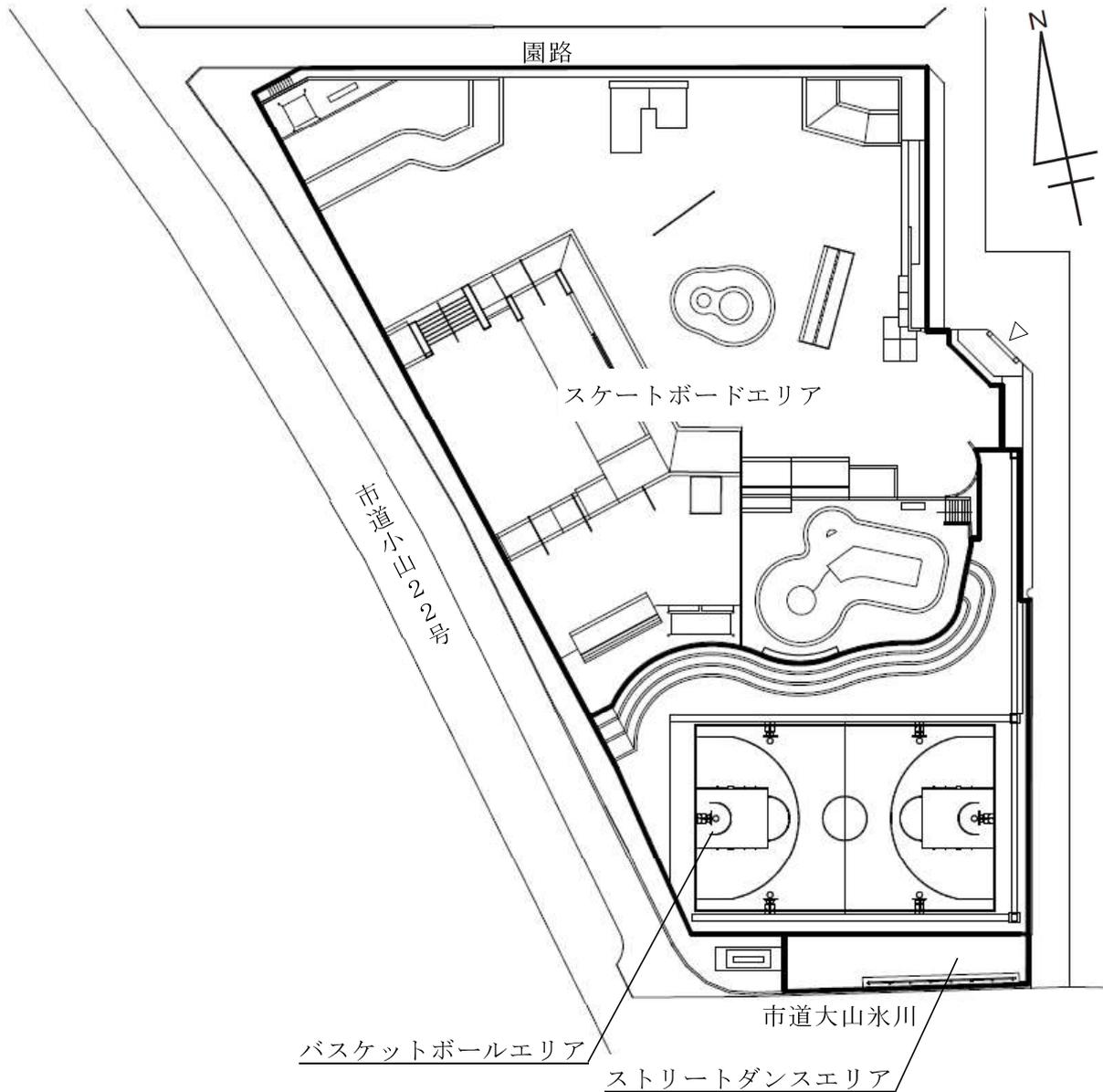
案内図



施設の概要

位 置	相模原市中央区小山4丁目地内
面 積	3,200㎡

配置図



凡例

 専用利用可能エリア

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成 1 2 年相模原市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は」を「給与所得(所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第 7 条において同じ。)又は」に改める。

附則中第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第 6 条 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の市民税の賦課期日において本市に住所を有する者(地方税法第 2 9 4 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(同年中の給与等(所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が 5 5 1, 0 0 0 円以上 6 5 1, 0 0 0 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 8 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア及び第 1 3 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算し

た金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から、政令附則第24条第3項の規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第7条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するものがあるときは、当該該当する者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(地方税法第294

条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、政令附則第24条第3項の規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項第1号又は第2号に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号。以下「市税条例」という。)第9条に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、市税条例第9条に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、市税条例第9条に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、政令附則第24条第3項の

規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)による介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例に係る規定及び同年度の保険料率の算定に関する基準の特例に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市介護保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例に係る規定の追加(附則第 6 条関係)

令和 8 年度の保険料率の算定に当たり、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の市民税の賦課期日において本市に住所を有する者に限る。)のうち、令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 1,900,000 円未満であったものに係る合計所得金額について、次のとおり当該給与等の収入金額に応じた額を給与所得の金額として加算することとするもの

令和 7 年中の給与等の収入金額	令和 8 年度の保険料率の算定における 給与所得への加算額
551,000 円以上 651,000 円未満	令和 7 年中の給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額
651,000 円以上 1,619,000 円未満	100,000 円
1,619,000 円以上 1,900,000 円未満	650,000 円から令和 7 年度税制改正前 の給与所得控除額を控除して得た額

(2) 令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例に係る規定の追加(附則第 7 条関係)

令和 8 年度の保険料率の算定に当たり、第 1 号被保険者又は第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは世帯員のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の市民税の賦課期日において本市に住所を有する者に限る。)であって、かつ、同年度分の市民税が課されていない次のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の市民税が課されている者とみなすこととするもの

ア 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(以下「障害者等」という。)に該当

し、令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、当該給与等の収入金額に応じた(1)の加算額以下である者

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者又は障害者等のいずれにも該当せず、令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)に規定する市民税の均等割が非課税となる金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、当該給与等の収入金額に応じた(1)の加算額以下である者

2 施行期日

令和8年4月1日

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
相模原市国民健康保険条例(昭和 34 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように
改正する。

第 2 条中「者は」を「ものは」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「)及び」を
「)、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平
成 24 年法律第 65 号)の規定による子ども・子育て支援納付金(第 4 号において
「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事
業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において
負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)
に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第 11 条第 2 項中「及び第 4 項」を「から第 5 項まで」に改め、同条に次の 1 項
を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属
する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世
帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(地方税法第
703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につ
き算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該加算
後の額が同条第 37 項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支
援納付金課税額は、その額とする。

第 12 条第 1 項中「及び第 20 条」を「、第 20 条及び第 23 条の 2」に、

「100分の6.4」を「100分の6.75」に改める。

第14条中「27,000円」を「29,000円」に改める。

第15条第1号中「第19条」の次に「、第23条の5」を加え、「17,000円」を「18,000円」に改め、同条第2号中「8,500円」を「9,000円」に改め、同条第3号中「12,750円」を「13,500円」に改める。

第16条中「100分の2.7」を「100分の2.78」に改める。

第18条中「11,000円」を「11,500円」に改める。

第22条中「11,500円」を「12,000円」に改める。

第23条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第23条の2 第11条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第23条の3 第11条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第23条の4 第11条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第23条の5 第11条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

第27条第1項中「第28条の3」を「第28条の4」に改める。

第28条各号列記以外の部分中「地方税法第703条の4第19項」を「同法第703条の4第19項」に、「並びに」を「、」に、「地方税法第703条の4第27項」を「同法第703条の4第27項」に、「の合算額」を「並びに第11条

第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額」に改め、同条第1号中「同法第703条の5第1項」を「同項」に改め、同号ア中「18,900円」を「20,300円」に改め、同号イ(ア)中「11,900円」を「12,600円」に改め、同号イ(イ)中「5,950円」を「6,300円」に改め、同号イ(ウ)中「8,925円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「8,050円」に改め、同号オ中「8,050円」を「8,400円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第28条第2号ア中「13,500円」を「14,500円」に改め、同号イ(ア)中「8,500円」を「9,000円」に改め、同号イ(イ)中「4,250円」を「4,500円」に改め、同号イ(ウ)中「6,375円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「5,750円」に改め、同号オ中「5,750円」を「6,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第28条第3号ア中「5,400円」を「5,800円」に改め、同号イ(ア)中
「3,400円」を「3,600円」に改め、同号イ(イ)中「1,700円」を
「1,800円」に改め、同号イ(ウ)中「2,550円」を「2,700円」に改
め、同号ウ中「2,200円」を「2,300円」に改め、同号オ中「2,300
円」を「2,400円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について260
円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上
被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)
1人について12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第28条の2第1項第1号中「4,050円」を「4,350円」に改め、同項
第2号中「6,750円」を「7,250円」に改め、同項第3号中「10,800
円」を「11,600円」に改め、同項第4号中「13,500円」を「14,500
円」に改め、同条第2項第1号中「1,650円」を「1,725円」に改め、同
項第2号中「2,750円」を「2,875円」に改め、同項第3号中「4,400
円」を「4,600円」に改め、同項第4号中「5,500円」を「5,750
円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当
該納税義務者に対して課する当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税
額の被保険者均等割額は、第23条の3の規定により算定した額(前条に規定す

る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の額)から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 前条第1号キに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について195円
- (2) 前条第2号キに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について325円
- (3) 前条第3号キに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について520円
- (4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について650円

第28条の3第1項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「について」を「及び18歳以上被保険者均等割額について」に、「)から、」を「及び18歳以上被保険者均等割額)から、」に改め、「(当該減額して得た額が地方税法第703条の4第11項、第19項及び第27項に定める額を超える場合には、その額)」を削り、同項に次の3号を加える。

- (7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第23条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第23条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第23条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該18歳以上被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

第28条の4第1項中「第28条の4第1項」を「第28条の5第1項」に改め、

同条を第28条の5とし、第28条の3の次に次の1条を加える。

第28条の4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する当該18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第23条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第28条から前条までに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴う子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定の追加、国民健康保険税の税額等の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定の追加(第 11 条、第 23 条の 2 から第 23 条の 5 まで及び第 28 条から第 28 条の 4 まで関係)

ア 国民健康保険税に、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額(以下「子ども・子育て支援納付金課税額」という。)を追加するもの

イ 子ども・子育て支援納付金課税額について、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後である被保険者につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とし、それぞれの税額について、(2)アのとおりとするもの

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額について、(2)イからオまでのとおり、減額することとするもの

(2) 国民健康保険税の税額等の改定(第 12 条、第 14 条から第 16 条まで、第 18 条、第 22 条、第 23 条の 2 から第 23 条の 5 まで及び第 28 条から第 28 条の 4 まで関係)

ア 税額

項目		現行	改定後
基礎課税分(医療分)	所得割額を算定する際に基礎控除後の総所得金額等に乗じる割合(以下「所得割額の算定割合」という。)	100 分の 6.4	100 分の 6.75
	被保険者均等割額(1 人につき。以下「均等割額」という。)	27,000 円	29,000 円
	世帯別平等割額 (1 世帯に	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,000 円	18,000 円

	つき。以下「平等割額」という。)	特定世帯	8,500円	9,000円
		特定継続世帯	12,750円	13,500円
後期高齢者 支 援 金 等 分	所得割額の算定割合		100分の2.7	100分の2.78
	均等割額		11,000円	11,500円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,000円	改定なし
		特定世帯	3,500円	改定なし
特定継続世帯		5,250円	改定なし	
介 護 分 納 金 付	所得割額の算定割合		100分の2.32	改定なし
	均等割額		11,500円	12,000円
	平等割額		6,000円	改定なし
子 ど も ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	所得割額の算定割合		—	100分の0.28
	均等割額		—	1,300円
	18歳以上被保険者均等割額(1人につき。以下「18歳以上均等割額」という。)		—	60円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	—	800円
		特定世帯	—	400円
特定継続世帯		—	600円	

備考

- 「特定世帯」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者で、継続して同一の世帯に属するもの(以下「特定同一世帯所属者」という。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、移行後5年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。
- 「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、移行後5年を経過してから8年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限

る。)をいう。以下同じ。

イ 均等割額及び18歳以上均等割額並びに平等割額につき減額する金額

(ア) 7割減額となる納税義務者に係る世帯(納税義務者及びその世帯に属する被保険者等の総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「合算所得金額」という。))が43万円(給与所得者等の数が2人以上の世帯にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額。以下同じ。)を超えない世帯)

項目		現行	改定後	
基礎課税分 (医療分)	均等割額	18,900円	20,300円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	11,900円	12,600円
		特定世帯	5,950円	6,300円
		特定継続世帯	8,925円	9,450円
後期高齢者 支援金等分	均等割額	7,700円	8,050円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	4,900円	改定なし
		特定世帯	2,450円	改定なし
		特定継続世帯	3,675円	改定なし
介護 付金分	均等割額	8,050円	8,400円	
	平等割額	4,200円	改定なし	
子ども・子育て 支援納付金分	均等割額	—	910円	
	18歳以上均等割額	—	42円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	—	560円
		特定世帯	—	280円
特定継続世帯	—	420円		

(イ) 5割減額となる納税義務者に係る世帯(合算所得金額が、43万円に被保険者等1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯((ア)の世帯を除く。))

項目		現行	改定後
	均等割額	13,500円	14,500円

基礎課税分 (医療分)	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	8,500円	9,000円
		特定世帯	4,250円	4,500円
		特定継続世帯	6,375円	6,750円
後期高齢者 支援金等分	均等割額		5,500円	5,750円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	3,500円	改定なし
		特定世帯	1,750円	改定なし
		特定継続世帯	2,625円	改定なし
介護 付金分	均等割額		5,750円	6,000円
	平等割額		3,000円	改定なし
子ども・子育て 支援納付金分	均等割額		—	650円
	18歳以上均等割額		—	30円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	—	400円
		特定世帯	—	200円
特定継続世帯		—	300円	

(ウ) 2割減額となる納税義務者に係る世帯(合算所得金額が、43万円に被保険者等1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯((ア)及び(イ)の世帯を除く。))

項目		現行	改定後	
基礎課税分 (医療分)	均等割額		5,400円	5,800円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	3,400円	3,600円
		特定世帯	1,700円	1,800円
		特定継続世帯	2,550円	2,700円
後期高齢者 支援金等分	均等割額		2,200円	2,300円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	1,400円	改定なし
		特定世帯	700円	改定なし
		特定継続世帯	1,050円	改定なし

介護 付金分	均等割額		2,300円	2,400円	
	平等割額		1,200円	改定なし	
子ども・子育て 支援納付金分	均等割額		—	260円	
	18歳以上均等割額		—	12円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯		—	160円
		特定世帯		—	80円
		特定継続世帯		—	120円

ウ 未就学児に係る均等割額につき減額する金額

項目		現行	改定後
(基礎 医療課 税分)	イ(ア)の世帯	4,050円	4,350円
	イ(イ)の世帯	6,750円	7,250円
	イ(ウ)の世帯	10,800円	11,600円
	上記以外の世帯	13,500円	14,500円
後期 高齢者 支援金 等分	イ(ア)の世帯	1,650円	1,725円
	イ(イ)の世帯	2,750円	2,875円
	イ(ウ)の世帯	4,400円	4,600円
	上記以外の世帯	5,500円	5,750円
子ども・子育て 支援納付金分	イ(ア)の世帯	—	195円
	イ(イ)の世帯	—	325円
	イ(ウ)の世帯	—	520円
	上記以外の世帯	—	650円

エ 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額につき減額する金額

出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額につき減額する金額について、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額並びに均等割額及び18歳以上均等割額のそれぞれ12分の1の額に、産前産後期間(出産の予定日又は出産の日の属する月(以下「出産予定月」という。))の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間をいう。)のうち当該所得割額並びに均等割額及び18歳以上均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た額とするもの

オ 子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額につき減額する金額

世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者が
ある場合における子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額につき減額す
る金額について、当該被保険者に係る当該均等割額に相当する額とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、
令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとす
るもの

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について
相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立児童クラブ条例(平成 11 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

別表相模原市立大島児童クラブの項中「相模原市緑区大島 1121 番地 14」を「相模原市緑区大島 1121 番地 19」に改める。

第 2 条 相模原市立児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表相模原市立大島児童クラブの項中「相模原市緑区大島 1121 番地 19」を「相模原市緑区大島 1121 番地 14」に改める。

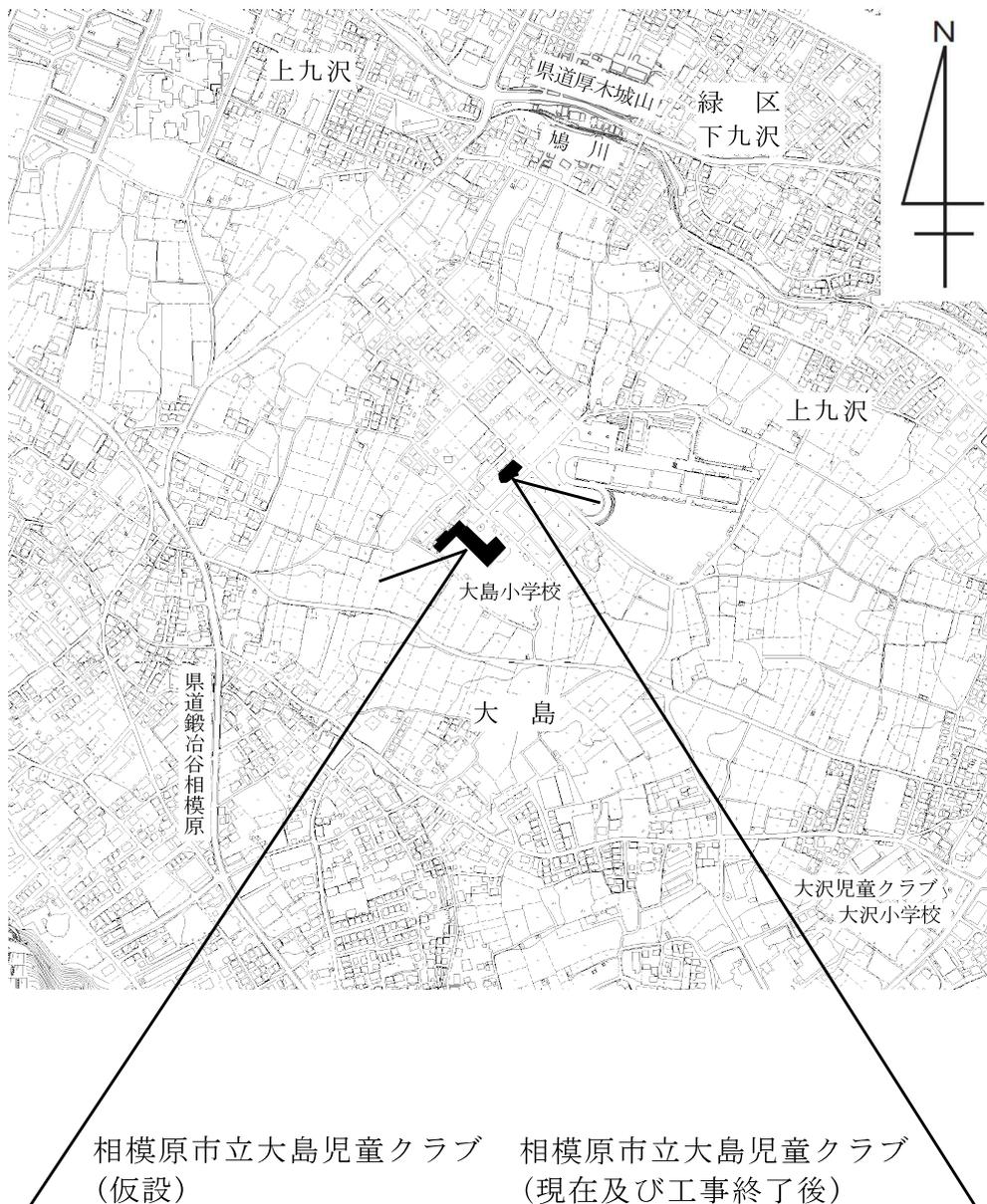
附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 6 月 22 日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模原市立大島こどもセンターの長寿命化改修工事に伴い、同センター内に設置している相模原市立大島児童クラブの位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更いたしたく提案するものである。

案内図



相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立保育所設置条例(昭和 28 年相模原市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表相模原市立相原保育園の項中「相模原市緑区相原 4 丁目 2 1 番 6 号」を「相模原市緑区久保沢 1 丁目 5 番 4 7 号」に改める。

第 2 条 相模原市立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表相模原市立相原保育園の項中「相模原市緑区久保沢 1 丁目 5 番 4 7 号」を「相模原市緑区相原 4 丁目 2 1 番 6 号」に改める。

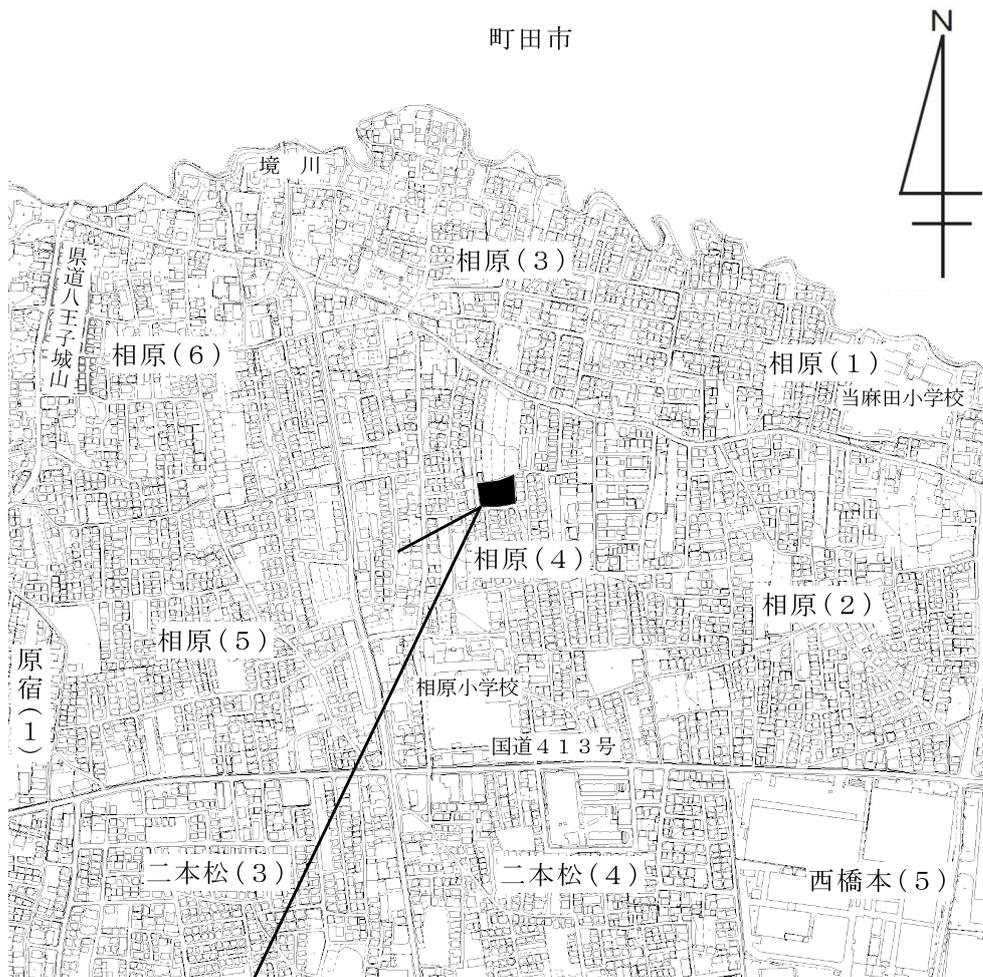
附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 8 月 31 日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年 8 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模原市立相原保育園の長寿命化改修工事に伴い、その位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更いたしたく提案するものである。

案内図



相模原市立相原保育園(現在及び工事終了後)

案内図



相模原市立相原保育園(仮設)

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 31 年相模原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第 3 条中「第 46 条第 2 項」の次に「(法第 54 条の 3 において準用する場合を含む。)」を、「平成 26 年内閣府令第 39 号)」の次に「及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 95 号)」を加える。

第 4 条第 1 項中「特定地域型保育事業」の次に「若しくは特定乳児等通園支援事業」を加え、同条第 2 項中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 47 号)による子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための規定の改正（第 3 条及び第 4 条関係）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づき条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）に定める基準の例によることとするとともに、暴力団排除に係る基準を設けるもの

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正
する条例について

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正
する条例

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(令和元年相模原市条
例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 13 条第 1 項」を「第 10 条の 5 若しくは第 13 条」
に改め、「第 30 条の 3」の次に「及び第 30 条の 13」を加え、「。以下この号に
おいて同じ」を削り、「同項」を「これら」に改め、同項第 2 号中「第 30 条の 3」
の次に「及び第 30 条の 13」を加え、同項第 3 号中「又は第 24 条第 2 項」を
「、第 24 条第 2 項又は第 30 条の 18 第 2 項」に改め、「支給認定証」の次に
「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 1 号(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 10 条の 5 に係る部分に限る。)の規定は、正当な理由なしに、この条例の施行の日以後にする、同法第 10 条の 5 の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者について適用する。

提案の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、過料に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

過料に係る規定の改正(第2条関係)

次に掲げる者について、10万円以下の過料に処することとするもの

- (1) 市は、妊婦又は乳児等のための支援給付に関して必要があると認めるときは、当該妊婦等又は当該乳児等の保護者等に対し、報告若しくは物件の提出若しくは提示(以下「報告等」という。)を命じ、又は市の職員に質問させることができるところ、正当な理由なしに、当該命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 市は、乳児等のための支援給付に関して必要があると認めるときは、乳児等通園支援を行う者等に対し、報告等を命じ、又は市の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは物件を検査させることができるところ、正当な理由なしに、当該命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは当該検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 市は、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定の取消しを行った場合は、当該認定に係る保護者に対し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとされているところ、当該求めに応じない者

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定(妊婦のための支援給付に係る部分に限る。)は、正当な理由なしに、令和8年4月1日以後にする、命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者について適用することとするもの

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について
相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例
相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「里親」の次に「(以下「里親」という。)」を加える。

第3条第2項第2号中「入院等をいう。次号」を「入院等をいう。同号」に改める。

第4条第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「。以下「保険対象助成額」という」を削り、同条第2項を削る。

第6条第1項中「者を」を「ものを」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の相模原市医療費助成条例(以下「旧条例」という。)の規定にかかわらず、施行日以後、新条例第3条第1項第7号又は第8号に該当する者として、新

条例の規定により医療費の助成を受けようとする者の新条例第2条第6項に規定する小児等養育者(以下この項において「小児等養育者」という。)(小児等養育者が不在の同号に該当する者にあつては、その者)は、市長に申請しなければならない。ただし、施行日の前日において、旧条例第3条第1項第7号又は第8号に該当する者として、旧条例の規定により医療費の助成を受けている者は、この限りでない。

4 市長は、前項ただし書に規定する者について、同項本文の規定による申請があったものとみなし、新条例の規定を適用するものとする。

(準備行為)

5 新条例の規定による医療費の助成に係る申請の受付その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

提案の理由

子育て世帯の経済的負担の軽減による子育て環境の更なる充実を図るための所得の制限に係る規定及び助成の範囲に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市医療費助成条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 所得の制限に係る規定の改正(第4条関係)

高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。以下同じ。)の小児等養育者(小児等養育者がいない高校生等にあつては、本人。以下同じ。)の所得の額が一定額以上であるときに当該高校生等を医療費助成の対象としないこととしている制限を廃止するもの

(2) 助成の範囲に係る規定の改正(第5条関係)

中学生(12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。以下同じ。)及び高校生等(これらの小児等養育者が市町村民税を課されていない場合における当該中学生及び高校生等を除く。)を対象とする医療費助成の範囲について、医療費の自己負担分のうち薬局における薬剤の支給及び入院に係るものの全額並びに通院1回につき500円を控除した額としているものを、当該自己負担分全額とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年4月1日。ただし、(3)に係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

ア 改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和9年4月1日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療等に係る医療費助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費助成については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日の前日において改正前の条例の規定により小児(15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。)又は高校生等(以下「小児等」という。)を対象とする医療費助成を受けている者を除き、施行日以後、新条例の規定により小児等を対象とする医療費助成を受けようとする者の小児

等養育者は、市長に申請しなければならないこととするもの

(3) 準備行為

新条例の規定による医療費助成に係る申請の受付その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとするもの

相模原市街づくり活動推進条例の一部を改正する条例について
相模原市街づくり活動推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市街づくり活動推進条例の一部を改正する条例
相模原市街づくり活動推進条例(平成 17 年相模原市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「もと」を「下」に改める。

第 16 条第 3 項中「相模原市中高層建築物の建築及び開発事業の紛争の調整等に関する条例」を「相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴う協定区域内における開発建築行為等に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市街づくり活動推進条例の改正の概要

1 改正の内容

協定区域内における開発建築行為等に係る規定の改正(第16条関係)

相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例
(平成元年相模原市条例第31号)の題名を引用する規定を整理するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 6 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号の表 1 の項中「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンションに係るマンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンション」を、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 47 号)によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)の改正に伴い、同法の題名及び条項を引用する規定の整理並びに同法に基づく事務に係る手数料の規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第6号の表関係)

要除却等認定を受けたマンションを建て替え、又は更新する場合における容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の金額について、1件につき160,000円とするもの

※ 要除却等認定

特定行政庁が、マンションの管理者等から申請があったマンションについて、その除却又はマンションの構造上主要な部分の効用の維持若しくは回復(通常有すべき効用の確保を含む。)をするものとして所定の工事をする必要がある旨の認定をすることをいう。

2 施行期日

令和8年4月1日

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例
相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正
する。

別表第 1 号の表松葉住宅の項を削り、別表第 2 号の表あじさい住宅陽光台の項を
削る。

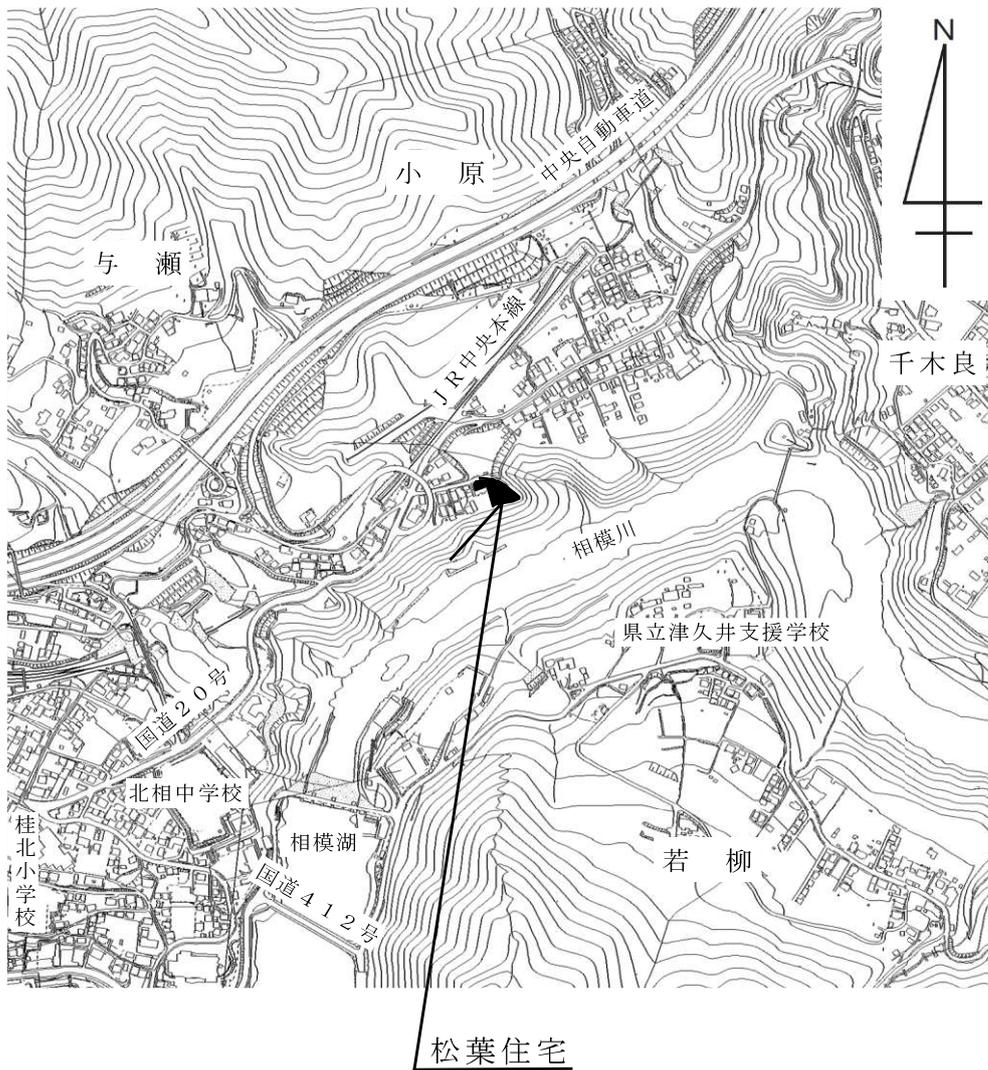
附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

松葉住宅及びあじさい住宅陽光台を廃止いたしたく提案するものである。

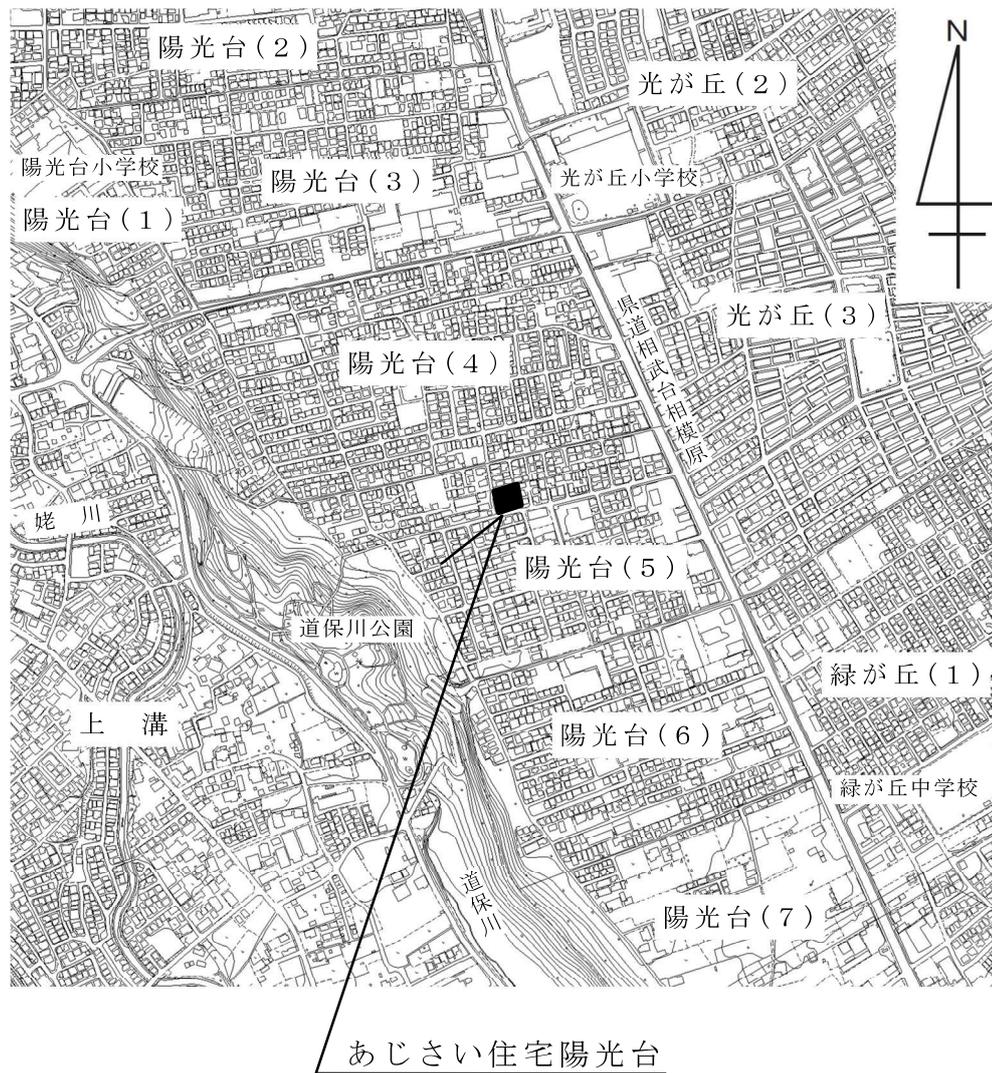
案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市緑区小原 8 2 9 番地
建 設 年 度	昭和 3 1 年 度
戸 数	1 戸
敷 地 面 積	1, 3 4 0. 0 2 m ²

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市中央区陽光台 5 丁目 3 番
建設年度	平成 7 年度
戸 数	1 8 戸
敷地面積	9 8 3 . 8 0 m ²

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する
条例

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例(昭和 6 2 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 3 条中「特定用途(」の次に「共同住宅を除く。」を加える。

第 4 条及び第 5 条中「当該部分」を「当該特定部分」に、「すべて」を「全て」に改める。

第 1 6 条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

駐車場法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 4 3 号)による駐車場法施行令(昭和 3 2 年政令第 3 4 0 号)の改正を踏まえた建築物を新築する場合の駐車施設の附置に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

建築物を新築する場合の駐車施設の附置に係る規定の改正(第 3 条関係)

駐車場整備地区内の特定用途に供する部分の延べ面積が 1, 5 0 0 平方メートルを超える建築物については、自動車の駐車のための施設を設置しなければならないこととしているところ、駐車場法施行令(昭和 3 2 年政令第 3 4 0 号)の改正により当該特定用途に共同住宅が追加されることとされたが、これを含めないこととするもの

※ 特定用途

劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度が大きい用途であるとして駐車場法施行令で定めるもの

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

相模原市下水道条例等の一部を改正する条例について
相模原市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市下水道条例等の一部を改正する条例
(相模原市下水道条例の一部改正)

第 1 条 相模原市下水道条例(昭和 43 年相模原市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」を「災害その他非常の場合において、市長が法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者(本市を除く。)の指定その他これに類するものを受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるとき」に改める。

(相模原市簡易水道条例の一部改正)

第 2 条 相模原市簡易水道条例(平成 18 年相模原市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合(以下「非常時」という。)において、市長が法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者(本市を除く。以下「他の水道事業者」という。)又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定した者(以下「他の指定給水装置工事事業者」という。)に当該設計及び施行を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 12 条中「災害による」を削り、「災害により」を「非常時における」に改め、「が損傷した場合」を削り、「を可能とする」を「の」に改め、「必要と認めるときは」を削る。

第 13 条第 2 項中「市長又は」を「市長若しくは」に改め、「施行した給水装置工事」の次に「又は第 11 条第 1 項ただし書の規定により他の水道事業者若し

くは他の指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事」を加える。

第20条中「第11条の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者、他の水道事業者又は他の指定給水装置工事事業者」に、「当該工事」を「給水装置工事(給水装置の修繕に係るものを除く。)」に改める。

第22条中「ものから」を「者から」に改める。

第23条第1項中「非常災害」を「非常時」に、「の損傷」を「が損傷した場合」に改める。

第37条第1項中「又は改造工事」を「又は当該改造工事」に改める。

(相模原市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 相模原市農業集落排水処理施設条例(平成19年相模原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第5条」を「第5条第1項」に、「市が指定した者」を「指定下水道工事店」に改め、同条ただし書中「特に市長が認めた」を「災害その他非常の場合において、市長が下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者(本市を除く。)の指定その他これに類するものを受けた者に当該工事を行わせる必要があると認める」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第12条第1項中「する者」の次に「(使用者の変更により新たに使用することとなる者を除く。)」を加え、「(使用者の変更によるものは除く。)」を削る。

第13条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「新設等」を「新設、増設、改築又は撤去(以下「新設等」という。)」に改める。

第20条中「(以下「指定工事店」という。)」を削り、同条ただし書中「市長が特に」を「災害その他非常の場合において、市長が下水道法(昭和33年法律

第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者(本市を除く。)の指定その他これに類するものを受けた者に当該工事を行わせる必要があると」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

災害その他非常の場合における排水設備又は給水装置に係る工事の施行者を確保するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市下水道条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 排水設備に係る工事の施行者を確保するための規定の改正(第1条、第3条及び第4条関係)

指定下水道工事店でなければ行うことができないこととしている公共下水道、農業集落排水処理施設及び高度処理型浄化槽の排水設備に係る工事について、災害その他非常の場合において市長が必要と認めるときは、本市以外の公共下水道管理者の指定その他これに類するものを受けた者に行わせることができることとするもの

(2) 給水装置に係る工事の施行者を確保するための規定の改正(第2条関係)

市長又は指定給水装置工事事業者でなければ行うことができないこととしている簡易水道の給水装置に係る工事の設計及び施行について、災害その他非常の場合において市長が必要と認めるときは、本市以外の水道事業者又は当該水道事業者が指定した者に行わせることができることとするもの

2 施行期日

公布の日

相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例
相模原市立学校給食センター条例(昭和 45 年相模原市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

相模原市上溝学校給食センター	相模原市中央区上溝 1880 番地 8
----------------	---------------------

」

を

「

相模原市大島学校給食センター	相模原市緑区大島 1229 番地 75
相模原市上溝学校給食センター	相模原市中央区上溝 1880 番地 8

」

に改める。

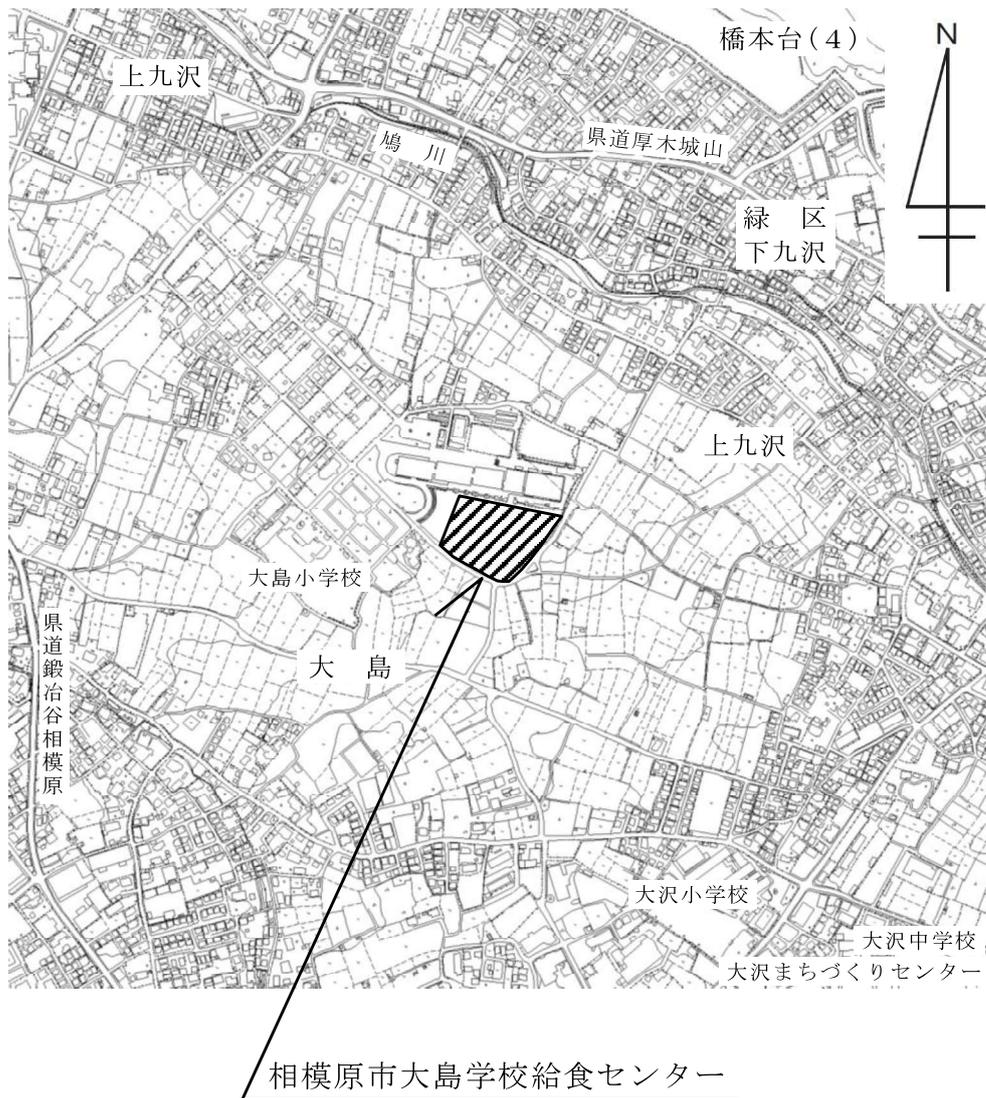
附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模原市大島学校給食センターを設置いたしたく提案するものである。

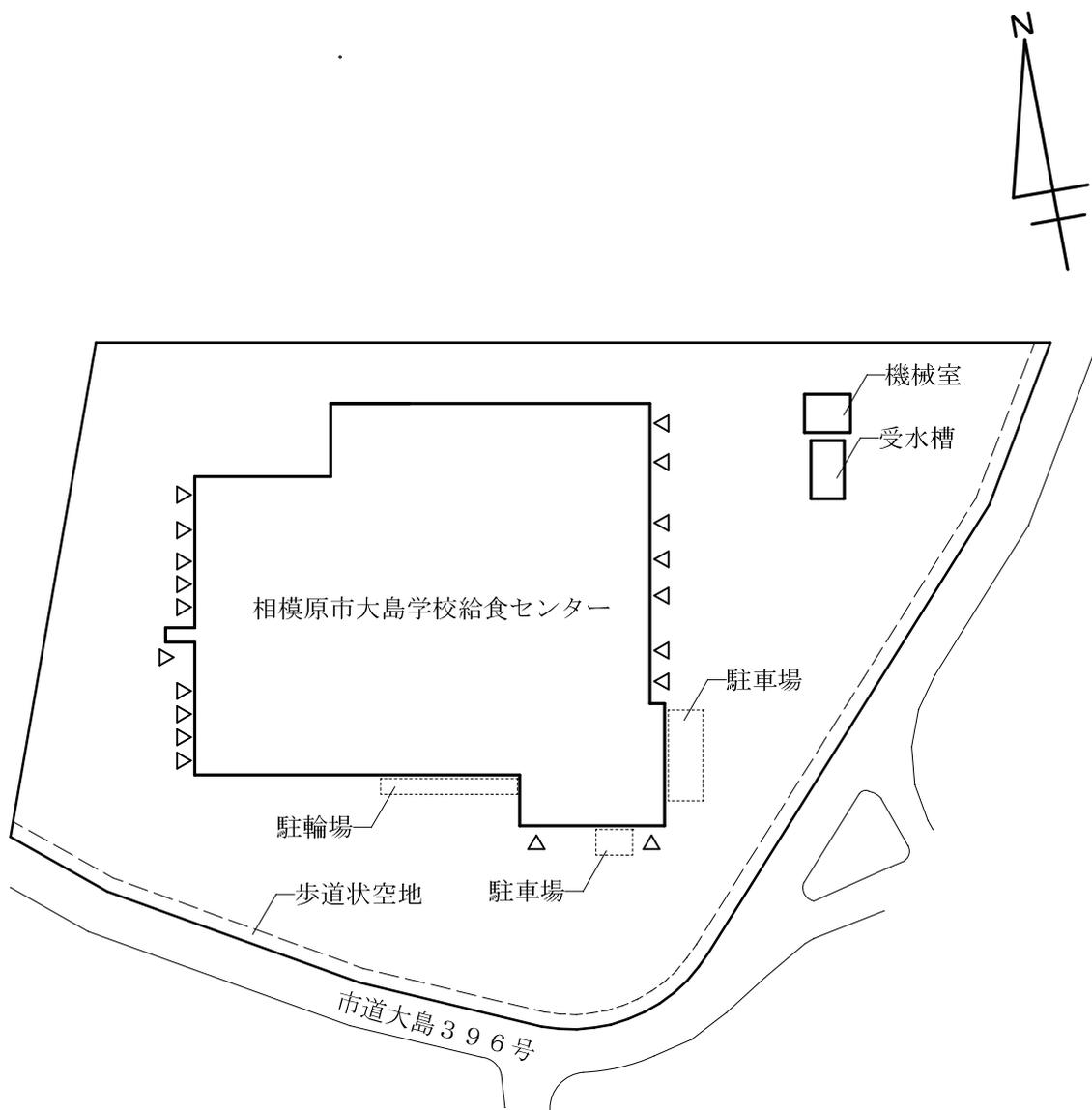
案内図



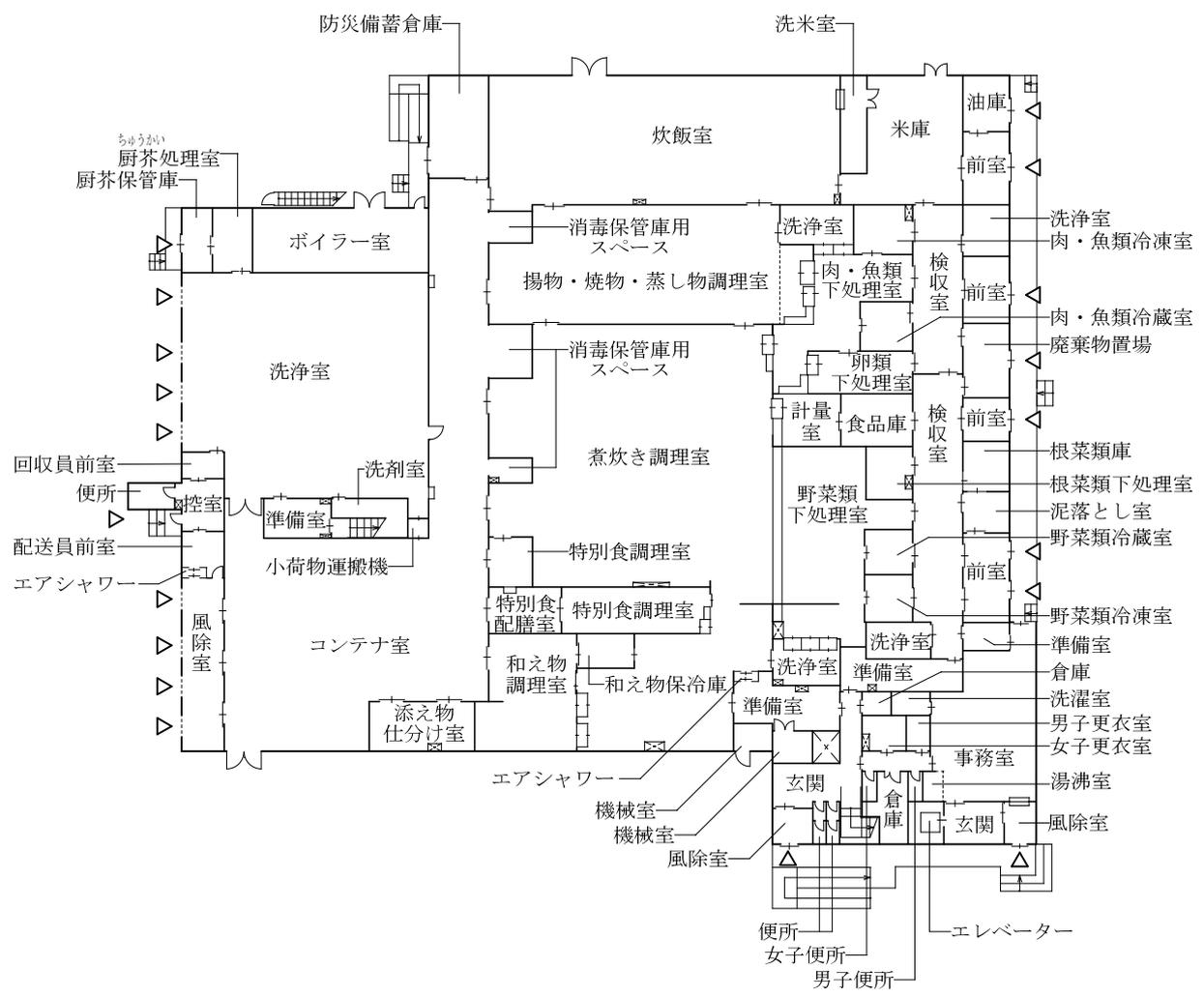
施設の概要

位 置	相模原市緑区大島 1 2 2 9 番地 7 5
構 造	鉄骨造 2 階建
敷地面積	9, 8 1 4. 6 6 m ²
延べ床面積	4, 4 0 1. 3 9 m ²

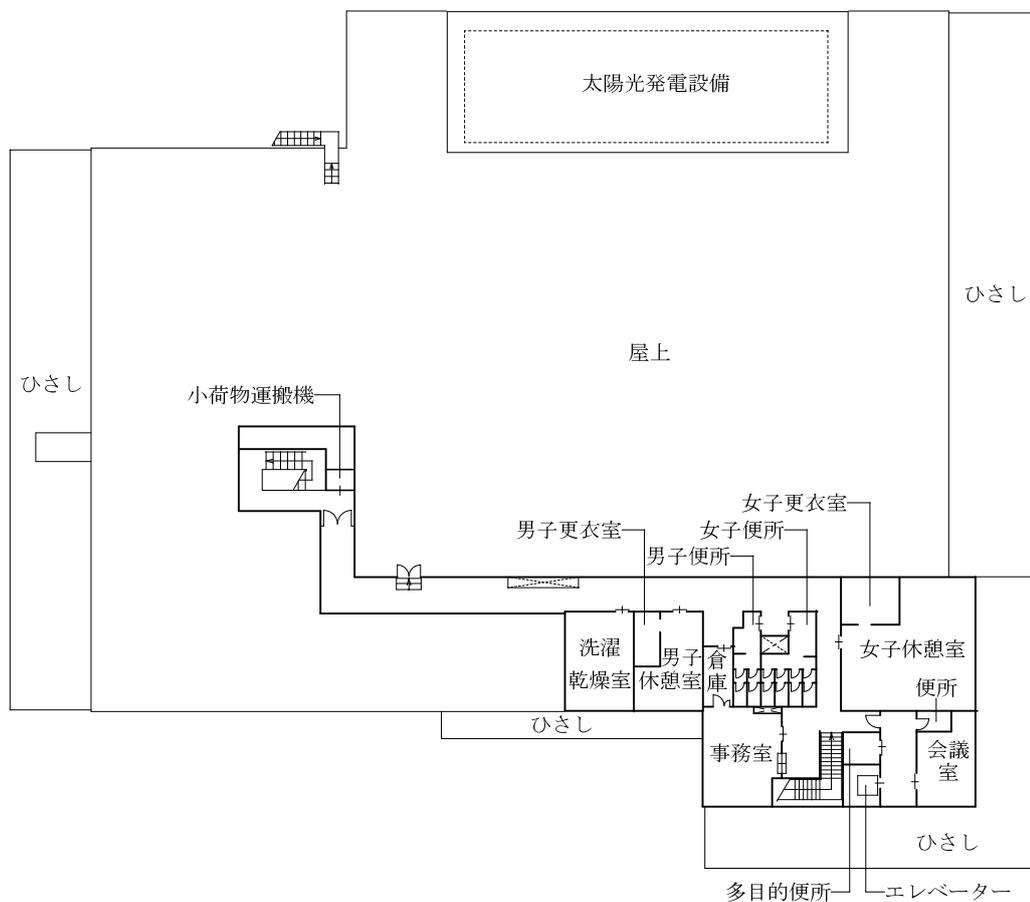
配置図



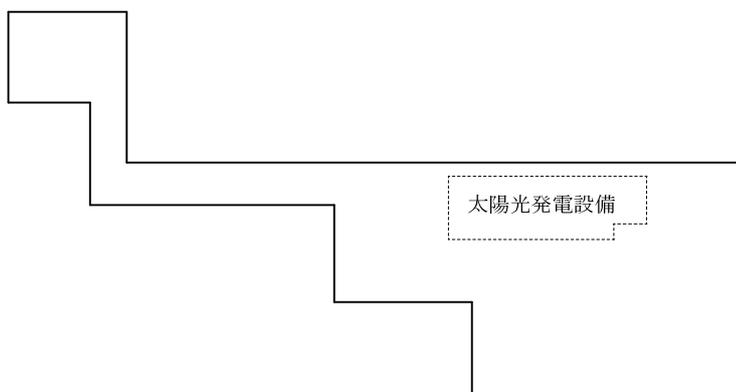
1階平面図



2階平面図



屋上平面図



相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例
相模原市学校給食費の管理に関する条例(令和 4 年相模原市条例第 12 号)の一部
を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 8 年度における学校給食費の徴収の特例)

- 6 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)において実施される学校給食に係る学校給食費についての第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「相模原市立小学校及び義務教育学校の第 1 学年の児童を除く」とあるのは、「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている世帯に属する児童に限る」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和 8 年度における学校給食費の徴収の特例に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市学校給食費の管理に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

令和 8 年度における学校給食費の徴収の特例に係る規定の追加(附則第 6 項関係)

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間の相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)における学校給食費について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による学校給食費に関する教育扶助を受けている世帯に属する児童に係る学校給食費に限り徴収することとし、当該児童以外の児童に係る学校給食費については、徴収しないこととするもの

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1級、2級又は3級」を「5級」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、職務の級が4級である教育職員は、第5号に掲げる業務を行う場合に限る。

第8条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 夜間その他特別な時間に授業を行う学校において本務として行う生徒に対する指導業務

第8条第3項第5号中「前項第5号」を「前項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前項第5号に規定する場合 日額1,000円

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,800	227,900	316,900	356,400	450,000
	2	209,800	230,100	318,400	358,100	451,300

3	211,600	232,300	319,800	359,900	452,500
4	213,400	234,600	321,200	361,800	453,800
5	215,700	236,600	322,500	363,600	454,900
6	217,800	238,900	324,100	365,100	456,100
7	220,000	241,200	325,800	366,900	457,200
8	222,200	243,300	327,600	368,600	458,300
9	224,400	245,400	329,500	370,000	459,500
10	226,700	247,600	331,500	371,600	460,700
11	229,000	249,800	333,500	373,200	461,700
12	231,300	252,100	335,600	374,800	462,800
13	233,700	254,400	337,600	376,400	464,100
14	236,000	256,000	339,700	378,100	465,200
15	238,300	257,500	341,700	379,700	466,400
16	240,600	259,000	343,600	381,400	467,500
17	242,900	260,600	345,500	382,900	468,700
18	244,700	261,800	347,200	384,500	469,600
19	246,500	262,800	348,900	386,000	470,400
20	248,300	263,900	350,500	387,500	471,100
21	250,100	264,800	352,400	388,800	471,900
22	251,700	265,800	354,000	390,100	472,700
23	253,200	266,900	355,600	391,400	473,500
24	254,700	268,000	357,200	393,200	474,300
25	256,000	269,100	358,900	394,300	475,100
26	257,100	270,700	360,800	395,300	475,900
27	258,200	272,300	362,800	396,600	476,700
28	259,400	273,900	364,700	398,100	477,500
29	260,500	275,300	366,200	399,300	478,200
30	261,400	277,600	368,200	400,400	479,000
31	262,300	279,800	370,100	401,600	479,800
32	263,300	282,000	372,000	403,100	480,600
33	264,300	284,300	373,500	404,600	481,300

34	265,400	286,500	375,100	405,700	482,100
35	266,400	288,600	376,800	407,200	482,900
36	267,500	290,700	378,500	408,600	483,700
37	268,600	292,800	379,800	409,800	484,400
38	269,700	294,700	381,100	411,100	485,200
39	270,900	296,500	382,500	412,400	486,000
40	272,000	298,200	384,100	413,700	486,800
41	273,300	300,100	385,400	414,900	487,500
42	274,300	301,700	386,700	416,100	
43	275,300	303,200	388,000	417,200	
44	276,200	304,700	389,200	418,200	
45	277,200	306,200	390,400	419,400	
46	278,200	307,700	391,900	420,600	
47	279,000	309,400	393,400	421,600	
48	279,800	311,000	394,800	422,600	
49	280,500	312,400	395,800	423,600	
50	281,300	313,800	397,000	424,600	
51	282,100	315,200	398,400	425,600	
52	282,900	316,600	399,700	426,600	
53	283,700	318,200	401,000	427,600	
54	284,400	320,200	402,200	428,700	
55	284,900	322,200	403,400	429,900	
56	285,700	324,400	404,600	431,000	
57	286,300	326,200	405,900	432,000	
58	287,000	328,200	407,000	433,000	
59	287,700	330,200	408,300	434,000	
60	288,400	332,400	409,400	435,000	
61	289,100	334,600	410,700	435,900	
62	289,800	336,500	411,700	436,600	
63	290,500	338,300	412,700	437,300	
64	291,100	340,200	413,700	438,000	

定年前再任用 短時間勤務職員以外	65	291,800	341,900	414,500	438,700
	66	292,500	343,600	415,400	439,400
	67	293,200	345,200	416,500	440,100
	68	294,100	346,700	417,600	440,800
	69	295,000	348,500	418,300	441,500
	70	295,900	350,400	419,100	442,200
	71	296,800	352,300	420,000	442,900
	72	297,800	354,100	420,900	443,600
	73	298,600	355,800	421,700	444,200
	74	299,200	357,700	422,600	444,700
	75	299,900	359,600	423,400	445,300
	76	300,600	361,500	424,200	446,000
	77	301,600	363,000	424,800	446,700
	78	302,500	364,500	425,500	447,300
	79	303,500	366,000	426,200	447,900
	80	304,400	367,500	426,900	448,300
	81	305,200	368,900	427,500	448,700
	82	306,100	370,300	428,200	449,300
	83	307,100	371,800	428,900	449,800
	84	308,000	373,200	429,700	450,400
	85	308,900	374,400	430,400	450,800
	86	309,600	375,600	431,200	451,400
	87	310,400	376,700	432,000	452,000
	88	311,300	377,800	432,800	452,600
	89	312,100	378,800	433,400	453,000
	90	313,000	379,800	434,100	453,600
	91	314,000	381,000	434,800	454,200
	92	315,000	382,300	435,400	454,800
	93	315,600	383,700	436,100	455,200
	94	316,400	384,800	436,800	455,800
	95	317,100	386,100	437,500	456,400

の 職 員	96	317,800	387,300	438,300	457,000
	97	318,400	388,200	438,900	457,300
	98	319,200	389,100	439,300	457,600
	99	320,000	390,100	439,800	458,000
	100	321,000	391,000	440,400	458,300
	101	321,800	391,900	440,900	458,500
	102	322,800	392,900	441,200	458,800
	103	323,900	393,900	441,500	459,200
	104	324,900	394,800	441,800	459,500
	105	325,500	395,600	442,400	459,700
	106	326,200	396,400	442,700	460,100
	107	327,000	397,300	443,000	460,500
	108	327,700	398,200	443,400	460,800
	109	328,600	398,900	443,900	461,000
	110	329,000	399,800	444,300	
	111	329,400	400,700	444,600	
	112	329,800	401,500	445,000	
	113	330,300	402,100	445,500	
	114	330,600	403,000	445,800	
	115	331,100	403,900	446,200	
	116	331,600	404,800	446,500	
	117	332,000	405,600	447,000	
	118	332,500	406,300	447,200	
	119	332,900	407,100	447,500	
	120	333,300	407,900	447,900	
	121	333,800	408,500	448,100	
122	334,200	409,300	448,300		
123	334,700	410,000	448,500		
124	335,200	410,700	448,700		
125	335,800	411,300	449,100		
126	336,100	412,000			

127	336,300	412,500
128	336,500	413,100
129	336,700	413,800
130	337,000	414,300
131	337,300	414,800
132	337,500	415,300
133	337,700	415,600
134	337,900	416,200
135	338,100	416,800
136	338,300	417,300
137	338,600	417,800
138	338,800	418,400
139	339,000	419,000
140	339,300	419,600
141	339,500	419,900
142	339,700	420,500
143	339,900	421,000
144	340,100	421,600
145	340,400	422,000
146	340,600	422,400
147	340,900	422,700
148	341,100	423,200
149	341,300	423,500
150	341,500	423,900
151	341,800	424,400
152	342,100	424,700
153	342,300	425,100
154	342,600	425,500
155	342,900	425,900
156	343,200	426,200
157	343,300	426,500

158	343,600	426,800			
159	343,900	427,100			
160	344,200	427,500			
161	344,300	428,100			
162	344,600	428,400			
163	344,900	428,700			
164	345,200	429,100			
165	345,300	429,500			
166		429,800			
167		430,200			
168		430,500			
169		430,800			
170		431,100			
171		431,400			
172		431,700			
173		432,100			
174		432,400			
175		432,700			
176		433,100			
177		433,500			
178		433,700			
179		433,900			
180		434,100			
181		434,400			
182		434,600			
183		434,800			
184		435,100			
185		435,300			
定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員	円	円	円	円	円
	242,400	279,900	310,800	342,400	424,400

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が4級又は5級であるものの給料月額及び基準給料月額は、この表の額に4,000円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の別表第1の教育職給料表の適用を受けていた教育職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げる職務の級であったものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

附則別表(附則第2項関係)

教育職給料表の適用を受ける教育職員の新号給

旧号給	切替日の前日において属していた職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25

42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	38
55	43	43	39
56	44	44	40
57	45	45	41
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	

72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	

102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94	94	
107	95	95	
108	96	96	
109	97	97	
110	98	98	
111	99	99	
112	100	100	
113	101	101	
114	102	102	
115	103	103	
116	104	104	
117	105	105	
118	106	106	
119	107	107	
120	108	108	
121	109	109	
122	110		
123	111		
124	112		
125	113		
126	114		
127	115		
128	116		
129	117		
130	118		
131	119		

132	120		
133	121		
134	122		
135	123		
136	124		
137	125		

提案の理由

特殊勤務手当に係る規定の改正及び相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告を勘案した教育職員の給料に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市学校職員の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 特殊勤務手当に係る規定の改正(第8条関係)

教育職員(その職務の級が5級であるものを除く。)が、夜間その他特別な時間に授業を行う学校において本務として生徒に対する指導業務を行った場合は、特殊勤務手当を支給することとし、その額は、日額1,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めることとするもの

(2) 給料に係る規定の改正(別表第1並びに附則第2項及び附則別表関係)

教育職給料表の号給の構成を改め、号給の切替えをするもの

2 施行期日

令和8年4月1日

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例
相模原市火災予防条例(昭和 48 年相模原市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 30 条の 2
—第 30 条の 7) 」 を
「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 30 条の 2
—第 30 条の 7) 」 に
第 3 章の 3 林野火災の予防(第 30 条の 8・第 30 条の 9) 」

改める。

第 3 条第 1 項第 15 号中「まき」を「薪」に改める。

第 3 条の 2 の見出しを「(風呂釜)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中
「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同項第 1 号中「かま内」を「釜内」に改め、同
項第 2 号及び同条第 2 項中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

第 3 条の 4 の見出しを「(厨房設備^{ちゆう})」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 3 項の
規定」を「同条第 3 項」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント
型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ
室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備
であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源と

するものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号及び第17号から第20号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第8条の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第10条の2第1項中「第46条第14号」を「第46条第15号」に改め、同条第3項中「並びに第13条第1項第4号」を「、第13条第1項第4号」に改める。

第12条第1号中「おいて」を「あつて」に改める。

第13条第1項第3号ただし書中「変電設備」を「当該変電設備」に改める。

第13条の2第1項第2号中「^{きょう}筐体」を「^{きょう}筐体」に改める。

第29条第4項中「以下」を削る。

第30条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、「の各号」を削り、同条第6号中「吸いがら」を「吸い殻」に改め、同条第7号を削る。

第30条の7第1項第1号中「、出火防止」を「出火防止」に、「及び通報」を「、通報」に改め、「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 市の区域内に在る者は、前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第31条第4号中「さけめ」を「裂け目」に改める。

第32条の2第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第12号中「等」を「その他の」に改め、同項第16号イ中「アの」を削り、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第32条の4第2項第8号中「、タンク」を「、当該タンク」に改める。

第32条の5第1項中「当該タンク」を「当該地下タンク」に改める。

第35条第1項第1号イ中「アの」を削る。

第36条第2項第2号ただし書中「同表」を「別表第8」に改め、同項第3号イただし書中「壁又は」を「壁若しくは」に改める。

第36条の3中「又は取り扱う」を「若しくは取り扱う」に改める。

第37条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いすの」を「椅子の」に、「いす席」を「椅子席」に改め、同条第5号アからウまでの規定中「いす席」を「椅子席」に改める。

第38条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同条第4号ア中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第39条中「いす席」を「椅子席」に改める。

第41条第1号ア中「いす席」を「椅子席」に、「長いす式」を「長椅子式」に改める。

第46条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備(事業の用に供さないものを除く。)

第47条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加える。

附則第7項及び第9項中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

別表第3中「第3条—第5条、第7条、第9条、第10条、第20条—第23条」を「第3条、第20条」に、「ふろがま」を「風呂釜」に、「外がま」を「外釜」に、「ふろ用」を「風呂用」に、「内がま」を「内釜」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定、第8条及び第10条の2第1項の改正規定、第30条の7第1項第1号の改正規定(「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える部分に限る。)並びに第46条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

提案の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和7年総務省令第101号)による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の改正を踏まえた簡易サウナ設備に係る規定の追加、感震ブレーカーの普及を促進するための住宅における火災の予防の推進に係る規定の改正、林野火災を予防するための規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市火災予防条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 簡易サウナ設備に係る規定の追加(第7条の2及び第46条関係)

ア 簡易サウナ設備の位置及び構造について、次に掲げる基準によらなければならないこととするもの

(ア) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として国が定める基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(イ) 簡易サウナ設備(薪を熱源とし、かつ、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置したものを除く。)の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

※ 簡易サウナ設備

屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(テントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。

イ アの基準のほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、炉に係る規定の一部を準用することとするもの

ウ 設置に当たり、あらかじめ消防長への届出を要する設備として、簡易サウナ設備(事業の用に供さないものを除く。)を追加するもの

(2) 住宅における火災の予防の推進に係る規定の改正(第30条の7関係)

住宅における火災の予防を推進するために普及を促進する物品又は設備として、感震ブレーカーを追加するもの

(3) 林野火災を予防するための規定の追加(第30条、第30条の8、第30条の9及び第47条関係)

ア 市長が発する火災に関する警報(以下「火災警報」という。)について、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する火災に関する警報であることを

明確にするもの

イ 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、市の区域内に在る者は、当該注意報が解除されるまでの間、火災警報の発令中における火の使用制限に従うよう努めなければならないこととするもの

ウ イの場合において、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることとするもの

エ 市長は、林野火災の予防を目的とする火災警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることとするもの

オ あらかじめ消防長への届出を要する行為のうち、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火を含むことを明確にするもの

2 施行期日

公布の日。ただし、1(1)及び(2)に係る規定は、令和8年3月31日